

意見書

平成 20 年 11 月 21 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「通信プラットフォーム研究会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

このたびは、「通信プラットフォーム研究会」報告書案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	意見
総論	<p><意見></p> <p>IP 化やブロードバンド化の進展に際し、通信レイヤー上で多様なサービスを円滑に流通させる通信プラットフォームの重要性は今後さらに増していくことが想定されます。これら通信プラットフォーム機能の相互運用性や多様化は、原則、各社が競争の中で創意工夫を行う領域であり、それにより、市場のニーズ等に応じたより柔軟なサービス展開を可能とし、一層のサービスの進化を期待することが可能となるものと考えます。従って、基本的には本件に関する行政による関与は、指定電気通信設備の開放ルールや顧客流動性の阻害要因の除去等、市場原理のみでは解決し得ない問題に限定し、その他については、過度に特定の方向性を示したり、ましてや特定の者に対して何らかの義務化を行うべきではありません。</p> <p>よって、モバイルビジネスを中心とした本件に係る今後の取組みについては、ルール化・義務化を目指すことなく、当該ビジネス全体の発展が可能となるよう、各種機能の連携等に係る基本原則について、関係者間で共通理解を醸成していくことを重視すべきと考えます。具体的には、本報告書案においては、市場の拡大やビジネスモデルの創出等、今後の検討において参考となる複数の視点が挙げられていますが、それらに加え、以下に挙げるようなポイントについても考慮しつつ、今後、さらなる議論がなされる必要があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">- 携帯電話事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図ってい

章	意見
	<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今後、IP 化・ブロードバンド化がさらに進展する状況下においては、ユーザへのトータルサービス提供の土台となる携帯電話事業者の安定的なネットワーク・サービス運営を継続する視点がより一層重要となること
<p>2. プラットフォームの相互運用性・多様性確保の必要性</p>	<p>2)プラットフォームの相互運用性・多様性確保の効果</p> <p>5-7 頁</p> <p><意見></p> <p>消費者利便の確保のためには、まず第一に、ユーザが安心安全にサービスを楽しむための土台となるネットワークレイヤーの安定的運営が必要不可欠です。そして、この安定的なネットワーク運営という視点は、今後のさらなる IP 化・ブロードバンド化の流れの中で、より一層重要となります。コンテンツ等へのアクセスの容易性やサービスの多様性といったさらなる利便性向上施策については、こうした前提が十分確保されてはじめて、意味を持つものです。</p> <p>従って、プラットフォームの相互運用等の効果の計測や優先度の判断においては、総論にて述べたような、携帯電話市場におけるプラットフォーム機能の役割や、携帯電話事業者の安定的なネットワーク・サービス運営の確保等を十分に踏まえることが必要です。</p>
<p>3. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に向けた検討の進め方</p>	<p>9 頁</p> <p>■基本的視点</p> <p><意見></p> <p>前述のとおり、今後、ネットワークの安定提供の側面はさらに重要性を増すことが想定され、その中で通信プラットフォーム機能が果たすべき役割は非常に大きいものと考えます。こうした観点においては、例えば後述するポータル機能のように、ネットワークを保有する者とそうでない者が必ずしも同一条件での機能の活用を図ることが困難なケースも想定されます。本件については、「第 4 章 モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性の確保」に対する意見箇所において詳述します。</p>

章	意見
	<p>9,10 頁</p> <p>■ 検討の手順</p> <p><意見></p> <p>固定通信市場と移動体通信市場の比較の上では、各々の市場で特徴的なビジネスモデルが展開されている要因等を理解し、それら特性を踏まえ、市場毎に異なるプラットフォーム連携の在り方を模索する方向性が望ましいものと考えます。</p> <p>具体的には、移動体通信市場においては、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービスを継続するため、これまで垂直統合モデルを中心として、サービス・端末仕様等を工夫して事業を展開している実状が存在し、今後も、原則として、市場原理の中で多様なモデルが認められるべき領域です。</p> <p>他方、固定通信市場においては、移動体通信市場にあるようなこれらの制約はないものの、通信レイヤーにおけるボトルネック性に起因した市場支配力を抑止するために、ネットワークのオープン化の義務が法的にも課されている状況にあります。こうした固定通信網におけるボトルネック性の問題は IP 化等が進展する状況下においても何ら変わるものでなく、ボトルネック性を有するアクセス回線はもちろんのこと、それと一体で設置される東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の二社をあわせて「NTT 東西」という。）の次世代ネットワーク等についても、常に公正競争の確保に配慮しつつ、設備開放等の適正な措置を講じていくことが必要です。</p>

章		意見
4. モバイル ビジネス における プラット フォームの 多様性の 確保	1)モバイルインター ネットのプラットフォーム	<p>11 頁</p> <p>■モバイルインターネットの現状</p> <p><意見></p> <p>公式ポータルコンテンツ審査及び当該ポータルに対する認証・課金機能の提供を携帯電話事業者が担っている要因としては、通信サービスを介したコンテンツに対する通信事業者の提供責任という観点に加え、通信事業者のネットワークを安定的に運営させる側面も存在します。具体的には、各通信事業者は、ポータルの構成等を工夫し、ポータル上流通されるコンテンツの種別・容量を一定程度把握することにより、過剰トラヒックの発生を回避しつつ、安定的なネットワーク運営を維持しています。</p> <p>今後、公式ポータルや競争ポータルの運営の在り方を検討する上では、上記の点を十分に考慮した上で、検討を進める必要があります。</p>
		<p>11,12 頁</p> <p><意見></p> <p>公式ポータルにおけるコンテンツプロバイダ(以下、「CP」という。)の事業展開の柔軟性確保については、その重要性を弊社としても認識しているところです。なお、本報告書案では、携帯電話事業者のポータル運営における情報の非対称性や透明性の欠如が指摘されていますが、弊社では、自社ホームページ上、コンテンツの採用基準を公表し、恣意的且つ閉鎖的運用を排しており、CP のニーズを踏まえ、サイト審査期間の短縮等、運営方法を適時見直すことにより、CP のタイムリーなサイト更新等を実現しています。</p>

章	意見
	<p>12 頁</p> <p>■モバイルインターネットにおけるプラットフォームの多様性の確保の意味</p> <p><意見></p> <p>モバイルビジネスの「コンテンツ配信プラットフォーム」については、複数の提供方法が存在します。例えば、現時点においても、「ポータル機能」については、通信事業者以外がポータルを運営し、モバイルインターネット上で事業展開を行うことは可能であり、既に複数のサイトがモバイルインターネット上に存在しています。</p> <p>また、「認証・課金機能」については、通信事業者の送出するユーザ ID 等を用い、他の事業者が独自で収集、保有している顧客情報等と紐付けを行うことで、通信事業者以外による提供が可能です。</p> <p>よって、上記のような提供形態についても、コンテンツ配信プラットフォームの多様化の一形態として認識しつつ、市場における創意工夫の下、各社が多様なサービス創出を図っていくことが重要であると考えます。</p>
<p>2)ポータル機能、課金・認証機能の多様化</p>	<p>14 頁</p> <p>■ポータル機能の多様化</p> <p><意見></p> <p>前述のとおり、ポータルの構成等については、ネットワーク品質を確保する上での重要な役割を担っています。仮に、ポータル機能について、無条件にオープンな仕組みを構築した場合、流通するコンテンツの種別等を携帯電話事業者が事前に予期し得ず、ネットワーク品質に著しい影響を及ぼすトラフィック量が生じる懸念があります。</p> <p>この場合、ヘビーユーザ等への帯域制御のみでは十分な解決とはならないことも想定され、仮に携帯電話事業者がキャパシティを上回るトラフィックへの対応を強いられた場合、当該事業者の設備投資や管理運用にも多大な影響を与えることが考えられます。</p> <p>こうしたモバイルビジネス特有のビジネスモデルやコスト構造に対する十分な共通理解が得られないまま、通</p>

章	意見
	<p>信事業者以外がポータルトップページ等にて、広告モデルの展開等により大容量のコンテンツ配信を行った場合、携帯電話事業者の事業運営への影響のみならず、ヘビーユーザは勿論のこと、音声利用を中心としたユーザ層や平均的なモバイルインターネットユーザのサービス利用に対しても著しい影響を及ぼしかねません。</p> <p>従って、初期画面による競争ポータル選択を前提とするのではなく、関係者（通信事業者及びその他ポータル提供事業者等）による民間主体の取組みの中で、ポータル機能の相互運用の在り方や相互運用時の条件等について合意形成を図るべきと考えます。</p>
	<p>15,16 頁</p> <p>■ 認証・課金機能の多様化</p> <p><意見></p> <p>各ポータルへの認証・課金機能の提供については、個別の事業者のビジネスモデルや市場のニーズに応じて、各社が市場の中で創意工夫を行う領域であり、それにより、柔軟かつ多様なサービスが展開されるべきものと考えます。</p> <p>なお、認証・課金機能の多様化の観点からは、以下に挙げるような新たな課題が生じることが想定されるため、関係者による民間主体の取組みにおいて、議論を行うことは有効と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ユーザへの提供責任の在り方 - 決済手段の多様化や高額決済の実現に伴う消費者保護策の在り方（予防的措置の検討） - システム改修等のコスト負担の在り方

章	意見
<p>3) 競争ポータルモデルの実現に向けた環境整備</p>	<p>17,18 頁</p> <p>■コンテンツ配信プラットフォームの運用方針に係る透明性の確保</p> <p>①コンテンツ掲載基準の一層の明確化</p> <p><意見></p> <p>各ポータルへのコンテンツ掲載基準(掲載に係る標準的手続きを含む)については、ポータル間の競争上、個社毎に条件が異なってしかるべきであり、原則として、市場原理の中で、各プラットフォーム事業者の経営判断に委ねられるべきものと考えます。従って、仮に標準ガイドラインの策定等の環境整備を図るのであれば、交渉上、不当にCP等が不利益を被ることがないかという点に限定して、議論を行うべきです。</p> <p>この点を考慮し、標準ガイドラインにて規定する内容については、基本原則といった最低限のレベルにとどめ、各事業者の自由度を担保し、機動的なポータル運営が支障を来たすことがないように配慮すべきです。また、基本原則の策定にあたっては、前述したとおり、携帯電話事業者の安定的なネットワーク運営が確保可能なルールであることもあわせて求められます。</p> <p>なお、仮にコンテンツ掲載基準を審査する第三者機関を設置する場合においても、当該機関の認定したサイトの掲載を事業者に強制すべきではなく、最終的なサイトの掲載判断は個別の事業者の判断に委ねられるべきです。また、フィルタリングサービス向けに優良サイトの認定を行っている既存の第三者機関に本件のコンテンツ審査機能を担わせるのであれば、そうした役割を担うに足る機能や能力を有しているか等、その実現可能性についても事前に十分に検討する必要があると考えます。</p>

章	意見
	<p>18,19 頁</p> <p>②外部リンク(リンクアウト)の柔軟性の確保</p> <p><意見></p> <p>公式ポータルからのリンクアウトについては、コンテンツに対する通信事業者の提供責任という側面で審査を行っているのみならず、ネットワークの安定提供という観点で、リンクアウト先のサイトの通信量にも配慮して個別判断を行っています。従って、IP 化・ブロードバンド化のさらなる進展に伴い、通信事業者の関与は引き続き必要であり、CP 等と個別調整を行う意義はさらに高まるものと認識しています。</p>
	<p>19 頁</p> <p>③位置情報の提供の弾力化</p> <p><意見></p> <p>端末の位置情報については、一部ベンダー等では、携帯電話事業者の位置情報機能を活用せず、独自に当該情報を取得しているケースが存在します。従って、位置情報提供に係る環境を整備する際には携帯電話事業者のみでなく、端末メーカー等を含めた検討が必要と考えます。</p>

章	意見
	<p>19,20 頁</p> <p>④コンテンツ配信機能の提供の弾力化</p> <p><意見></p> <p>コンテンツ配信に係る各種機能の提供については、ユーザへの安定的なサービス提供の土台となる通信事業者のネットワーク品質を確保するため、一定の判断を通信事業者が行える環境が必要です。</p> <p>特に、プッシュ型配信機能を活用する場合等については、CP が不特定多数にコンテンツ等(動画再生等の大容量トラヒックを含む)を配信し、通信事業者のネットワークに過度な負荷をかける懸念が存在します。よって、トラヒック制御やスパム対策の検討等を行うことにより、ユーザの安心且つ安定的サービス利用を継続するための環境が今後も維持されるべきと考えます。</p> <hr/> <p>21 頁</p> <p>■クロスキャリア環境におけるコンテンツ配信ビジネスの可能性</p> <p><意見></p> <p>これまで述べてきたとおり、IP 化・ブロードバンド化や端末の多様化等が進展する状況下においては、ユーザの安心安全なサービス利用の土台となるネットワークを安定的に提供するという視点がより一層重要性を増してくるものと考えます。</p> <p>この点を踏まえれば、CP 等と通信事業者との間の個別協議は今後一層その重要性を増すと考えられ、仮に、コンテンツ配信の各種運用に係る一定のルール化を図った場合であっても、引き続きこれら協議の場が必要になるものと考えます。</p>

章		意見
5. プラットフォームの相互運用性の確保	1) 認証基盤の相互運用性の確保	<p>24 頁</p> <p>■ 認証基盤の相互運用性とID利用の容易化</p> <p><意見></p> <p>今後のIP化・ブロードバンド化の流れの中、ユーザが接続するネットワークや端末がより一層多様化することが想定され、コンテンツ等へのアクセスを一層簡便化する観点では、認証基盤の相互運用性を確保することは非常に重要な取組みであると認識しています。しかしながら、本件については、現在の市場においても多様な取組みが行われ方向性も様々であることや、関係者間における十分な議論が尽くされていると言い難い状況であること等から、以下に挙げるような視点について整理する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各社による自主的な取り組みをベースとする領域と共通的なルールを策定すべき領域の区分 - 市場支配的事業者グループによる寡占化の回避 - グローバル市場における動向との整合性の確保 - 消費者ニーズ(安全性、簡便性、コストパフォーマンスの最大化等)の分析
		<p>26, 27 頁</p> <p>■ 認証基盤の相互運用性確保の実現方策</p> <p>① 認証基盤 over NGN等の固定通信網</p> <p><意見></p> <p>通信レイヤーにおける市場支配的事業者との公正競争を確保する上では、当該事業者と資本関係を有する上位レイヤーの事業者との結びつきのみに着目するのでは不十分です。通信レイヤーにおける市場支配的事業者が、資本関係は無いものの、上位レイヤーにて市場優位性を有する事業者と結びつくことで、上位又は通信レイヤーの他のプレイヤーを競争上排除する懸念も存在します。従って、これらについて、競争セーフガード制度のモニタリング等を通じ、適時検証を行うべきです。</p> <p>なお、各種検証・モニタリングの際には、国際標準やデファクト化の動向を踏まえ、NTT 東西等の定める仕様</p>

章	意見
	<p data-bbox="689 288 1413 320">が日本独自化し、国際的に孤立化することを回避すべきです。</p> <p data-bbox="689 360 792 392">29,30 頁</p> <p data-bbox="689 408 1066 440">③ 認証基盤 over 移動通信網</p> <p data-bbox="689 456 1503 488">(a) 移動通信分野における携帯事業者変更を容易にする施策の検討</p> <p data-bbox="689 504 801 536"><意見></p> <p data-bbox="689 552 1975 871">本報告書案にあるMNPによるユーザ移動の割合(5%程度)を見てもわかるとおり、現状の携帯電話市場においては、高い顧客流動性が確保されているとは言い難く、事業者変更を行う際の障壁が存在していることが推測されます。事実、総務省殿が公表している「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007(平成 20 年 9 月)」(以下、「競争評価 2007」という。)の「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」の中で実施されたアンケートでは、今後、他の携帯電話会社に変更する意向を有していない回答者が回答者全体の82.7%を占めているとされ、その主な原因として事業者変更時の料金やサービス面のデグレード(変更前のサービス等が継続できない点)が挙げられています。</p> <p data-bbox="689 887 1975 1062">このような状況を踏まえ、今後、政策的議論の場等を活用し、顧客流動性を高めるために必要な措置を洗い出し、実施に向けた着実な検討を推進することが重要と考えます。具体的には、後述するメールサービスの連携やコンテンツの引継ぎに加え、各事業者が、料金・サービス施策等を通じて、不当に事業者変更の障壁を高めていないかについても、適時検証を行うことが必要と考えます。</p>

章	意見
	<p>30,31 頁</p> <p>ア. メールアドレス利用の柔軟性の確保</p> <p><意見></p> <p>メールアドレスの持ち運び等、メール連携については、特にユーザニーズの高い領域であり、実現のための各種方策について幅広く検討される必要があるものと考えます。具体的には、消費者利便の拡大の観点では、電話番号による事業者間のメール接続(以下、「電話番号によるメール接続」という。)の実現や、移転元事業者のメールアドレスを一定期間(数年程度)転送するサービス(以下、「メール転送サービス」という。)についても検討を行うことが必要と考えます。前者の電話番号によるメール接続は、諸外国では一般的サービスとして確立がなされており、MNP による移転ユーザ含め、通話と同じ電話番号によるメール送受が可能となる点において、ユーザ利便が相当程度向上することが期待されます。また、後者のメール転送サービスは、現状、携帯電話で利用するメールアドレスの主流が携帯電話事業者の提供するメールアドレスである点を踏まえれば、ユーザの利便性の観点では、ISP のメールアドレスを携帯電話で利用することよりもニーズが高いと思われる、その実現は、MNP の障壁を低下させるための極めて現実的な方策と言えます。従って、これらについて、事業者間の協議に加え、本報告書案にある総務省の研究会等の場でも実現に向けた議論を積極的に推進すべきと考えます。</p> <p>なお、本報告書案でも引用されている「競争評価 2007」のアンケートについては、ポータブルなメールアドレスの利用意向について、MNO 以外のメールアドレスに限定してアンケートを行っており、現行の携帯電話のアドレスの継続利用を含む、ポータブルなアドレス体系へのユーザ意向の詳細が把握できていない点等に課題があると考えます。本件については、『「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007(案)」への弊社意見書(平成 20 年 7 月 28 日)』における「IV. プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」に対する弊社意見を参照願います。</p>

章	意見
	<p>31-33 頁</p> <p>イ. コンテンツ利用の柔軟性の確保</p> <p><意見></p> <p>コンテンツポータビリティについては、多様な実現方策が存在するものと考えます。本報告書案にあるとおり、携帯電話事業者は、既に CP 等ヘユーザ ID の送出を行っているところであり、当該 ID と CP 等が独自に払い出す ID 等を紐付けることで、コンテンツの契約の引継ぎを実現することも可能であり、且つ、過去にそうした形態での提供実績も存在します。</p> <p>今後、具体的検討を進める中では、これらを含む多様な形態を比較の上、ユーザ全体にとってのコスト負担やその結果得られる便益等も踏まえ、最も効率的な実現方式を模索すべきです。</p> <p>なお、本報告書案の P33 にて述べられているとおり、携帯電話端末について、固定通信網、移動体通信網のいずれかを問わず、シームレスネットワークにおいてコンテンツ・アプリケーション等を利用する際の中心的な端末と位置付けることも可能との認識に拠って立てば、移動体通信分野における認証基盤について固定系を含む他の認証基盤との相互運用性を確保することも重要です。従って、移動体通信分野の認証基盤の相互運用性の確保については、将来的に予測され得る他分野の認証基盤との連携も見据え、携帯電話市場の ID 連携に閉じて大規模な仕組みを構築するのではなく、二重投資等社会的非効率性が回避されるよう、長期的に活用可能な仕組みを検討していくべきと考えます。</p> <p>33,34 頁</p> <p>■ 認証基盤の相互運用性の確保に向けた環境整備の在り方</p> <p><意見></p> <p>前述のとおり、認証基盤の相互運用性の確保は今後のブロードバンド市場において重要な取組みである一方、さらに検討を深めるべき多くの視点が存在します。従って、今後、フォーラム等で検討を行う上では、これら</p>

章		意見
		の点を整理しつつ、具体的議論を進めるべきと考えます。
	2) 携帯端末API等の互換性の向上	<p>36 頁</p> <p>■ 端末API等の互換性の向上</p> <p><意見></p> <p>端末 API 等の互換性の向上については、常にグローバルな市場を意識することで、日本独自仕様化を回避しつつ、国際標準やデファクト化の動きと整合を図ることが重要と考えます。従って、こうした視点を堅持しつつ、関係者で構成する既存の団体等、現状の市場の枠組みの中で、検討を深めていくべきと考えます。</p>
6. プラットフォームに関するその他の検討課題	1) 効果的なコンテンツ配信等の実現	<p>38.39 頁</p> <p><意見></p> <p>ユーザのコンテンツへのアクセス数や滞在時間、アクセス契機等の収集・分析については、手法等により、通信の秘密等に抵触する可能性が存在します。従って、まずは、本報告書案でも触れられているライフログ等の議論も十分に踏まえた上、具体的な検討を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>また、各種情報の収集等を実施する上では、通信事業者等において新たな仕組みや機能の構築が必要になることも考えられるため、得られる効果と経済性を考慮して具体化を図っていくべきと考えます。</p>
	2) 個人の属性情報の取扱いに関する検討	<p>39 頁</p> <p>■ 個人情報保護に関するガイドライン等の策定</p> <p><意見></p> <p>プラットフォームの相互運用等が進展した場合、同一のプロバイダー等が異なるサービス名で複数のサービスを提供している事例や、異なるプロバイダーであっても、事業者が連携を図ることにより、各サービスサイト上のライフログ等を収集・統合することが容易になる可能性も存在します。これらの行為がユーザの意図しないところで行われ、結果、ユーザの個人情報や通信の秘密が侵害され、当該情報等が不当に外部に流通するといったことが無いように、消費者の許諾の取得方法をはじめ、当該情報の収集・利用の際のルールを明確化</p>

章	意見
	<p>することが必要と考えます。</p> <p>なお、これらの検討においては、当然のことながら、通信事業者のみならず、CP 等における当該情報の適正な取り扱いが求められるところであり、その意味において、CP 等への個人情報保護に係る関係法令の適用の在り方が整理されるべきと考えます。</p>
<p>7. プラットフォームの相互運用性・多様性の確保とICT産業のグローバル展開</p>	<p>43 頁</p> <p><意見></p> <p>コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、通信レイヤー等と比して、インターネット上で提供されるサービスの性質上、ユーザに対する物理的な拘束性が低いといった特性を有しています。その結果、コンテンツアプリケーションレイヤーにおいては、国境なく自由な参入が容易であり、国内市場における競争の活性化が期待できる反面、競争力を有する海外事業者の参入も活発化する可能性があります。また、サービス提供者が当該サービスの提供上、障害が少ない場所へ拠点を設ける傾向もあり、例えば、検索サービスでは、インターネット上のデータ複製と著作権法の観点で、多くのサービスが海外のデータセンター等で提供されているといった実態が存在します。</p> <p>このように、現状の市場環境や制度的制約等を前提として考えた場合には、通信プラットフォームの連携が図られることによるサービスの進展の結果が、必ずしも国内の ICT 産業のグローバル展開に寄与せず、逆に当該産業が市場における優位性を喪失し、結果として、国内のインターネット産業が空洞化する懸念もあります。従って、国内のサービス提供者が国内外で競争力をもち得る環境整備についてもあわせて検討していくことが必要と考えます。</p> <p>また、通信プラットフォームの相互運用を図るため、インターフェースの共通化等を図る際、仮に、日本独自の仕様や方式が採用された場合、国際的に技術が孤立してしまう懸念があります。このため、今後、具体的な検討を行う上では、海外の市場や技術動向等との整合を図り、ベンダー等のグローバル展開を可能とする環</p>

章	意見
	境整備を図る必要があるものと考えます。
8. 今後の施策展開の在り方	<p>44 頁</p> <p><意見></p> <p>昨今、携帯電話市場においては、各社のネットワークを活用したMVNO等の参入やベンダー等、通信事業者以外が主導する端末開発・販売モデルの登場といった新たなビジネスモデルが創出されており、市場は活性化の方向で自律的に変化を続けています。</p> <p>このような環境下においては、原則、市場における競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを重視すべきであり、行政が過度な介入を行うことで、市場の歪みを生じさせ、特定の事業領域の停滞を招くといったことがないように配慮することが必要と考えます。</p>

以上